

# イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)加入条項



## 第1節 総則

### 第1条 (加入条項の適用)

イツコムコミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)、当社の定める「イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)加入条項(以下「本加入条項」といいます。))に基づき、イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)(以下「本サービス」といいます。))を提供します。

2. 当社は第3条(本サービスの内容)第2項に定める東急スマートセキュリティサービスを希望する利用者に対し、イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)利用条項(以下「利用条項」といいます。))と東急セキュリティ株式会社(以下「東急セキュリティ」といいます。))が提供する「東急スマートセキュリティ警備サービス」をあわせて「東急スマートセキュリティサービス」として提供します。

### 第2条 (用語の定義)

本加入条項においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入契約	本サービスの提供を受けるための契約
利用契約	本サービスの利用を受けるための契約
申込者	本サービスの加入申し込みをする個人または法人
加入者	当社と加入契約を締結している者
利用者	本件建物に居住し当社と利用契約を締結している者
世帯	居住または事業可能な最小の専有区分(入居の有無を問わないものとします。)
警備サービス契約	東急セキュリティから東急スマートセキュリティ警備サービスの提供を受けるための契約
本件建物	当社と加入契約を締結しており、複数の世帯が居住する建物
工事負担金	加入者または利用者が利用する標準機器一式の設置工事に要する費用
工事費	利用者が利用する追加契約に伴う機器の設置工事に要する費用
料金等	本サービスに関し、加入者および利用者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
本アプリ	本サービスを利用する上で必要な専用のアプリケーション
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
当社の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行うなど、本アプリを利用する上で通信機器に必要なシステム
機器	本サービスの利用にあたって使用する、インテリジェントホームゲートウェイ、東急スマートセキュリティタッチスクリーン、関連端末および付属品の総称
関連端末	IPカメラ、家電コントローラー、スマートロック、美和ロック中継器、センサー等、スマートライトおよびスマートスピーカー等のデバイスの総称
その他周辺機器	Zigbee中継器、および当社を経由せずに持ち込まれた機器などの総称
インテリジェントホームゲートウェイ	当社の通信設備とデータ通信の際に必要な機器で、インターネット回線経由にて利用するもの
東急スマートセキュリティタッチスクリーン	当社の通信設備とデータ通信し、センサー等から発信される信号および非常ボタン等の操作による信号を受け、東急セキュリティへ通報、警備のセットとリセットの操作をする機器
IPカメラ	WiFiを搭載したカメラ
ドア・窓センサー	扉や窓が開いたことを感知するセンサー
広域モーションセンサー	赤外線(熱)を広域に感知するセンサー
狭域モーションセンサー	赤外線(熱)を狭域に感知するセンサー
センサー等	本サービスを利用するために必要となるドア・窓センサー、広域モーションセンサー、狭域モーションセンサーの総称
家電コントローラー	赤外線リモコンで動作する家庭用エアコンと照明を操作する機器
スマートロック	遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアにより、電氣的に施錠・解錠を可能にする機器
スマートライト	遠隔操作または電球上にあるボタンから電氣的に点灯・消灯・調光を可能にする機器
スマートスピーカー	音声コマンドを用いて一部の関連端末を操作する機能を備えた機器
スマートコントローラー	家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセット
美和電動サムターンロック	美和ロック中継器と、通信での接続ができる美和ロック株式会社製電動サムターンロック
美和ロック中継器	インテリジェントホームゲートウェイまたは東急スマートセキュリティタッチスクリーンと美和ロック株式会社製電動サムターンロックを通信で接続するために使用する機器
Zigbee中継器	インテリジェントホームゲートウェイまたは東急スマートセキュリティタッチスクリーンと関連端末(IPカメラおよびスマートコントローラーを除く)の間の電波強度が確保できない場合に使用する中継機器
標準機器一式	機器のうち、加入するサービスプランに応じて当社が加入者に貸与する機器
追加機器一式	機器のうち、当社が利用者に貸与または販売する機器
警備機器	機器のうち、東急セキュリティに異常を通知するサービスに使用する東急スマートセキュリティタッチスクリーンとセンサー等の総称
セキュリティステッカー	東急セキュリティが利用者に貸与するステッカー
セキュリティ看板	東急セキュリティが加入者に貸与する看板
管理者カード	当社が別表の1.に定めるスマートロックプラン、スマートロックセンサープラン、スマートロック×駆付けプラン、スマートロックプラン(シェア型)およびスマートロック×センサープラン(シェア型)の加入者に貸与する非接触型ICメディアのカードキー
利用者端末	利用者が所有または管理するスマートフォン、タブレット等
映像データ等	IPカメラから撮影した画像、映像データ等
ID	利用者に付与される本サービスを利用するための各種識別番号
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

### 第3条 (本サービスの内容)

本サービスは、本件建物に対し、別表の1.に定めるサービスプランを提供します。

2. 利用者は、当社指定のインテリジェントホームゲートウェイ(以下「ゲートウェイ」といいます。))または東急スマートセキュリティタッチスクリーン(以下「タッチスクリーン」といいます。))、および関連端末を設置し、本アプリを利用して利用者端末から以下のサービスを利用することができます。

(1) カメラリモート  
本アプリ上で指定した条件に基づき、宅内に設置したIPカメラの映像データ等の撮影および指定のあて先に映像データ等の送信を行うサービス

(2) センサーリモート  
本アプリ上で指定した条件に基づき、宅内に設置したセンサー等の感知した情報を指定のあて先に送信を行うサービス

### (3) 駆付けサービス

東急セキュリティが定める駆付けサービス(アパートメント)加入条項(以下「駆付け加入条項」といいます。))および駆付けサービス(アパートメント)利用条項(以下「駆付け利用条項」といいます。))に基づき、宅内に設置したセンサー等が反応を検知し、それを利用者が異常と認識した場合に、当社に依頼をすることで東急セキュリティの警備員が出勤対応をするサービス

### (4) 東急スマートセキュリティサービス

東急セキュリティが定める東急スマートセキュリティ警備サービス契約約款(以下「警備サービス約款」といいます。))に基づき、警備対象物件に設置された警備機器により感知される異常並びに非常通報ボタンを押下することにより通報される異常について監視し、東急セキュリティの警備員が緊急出勤対応をするサービス

### (5) 赤外線家電リモート

本アプリ上で指定した条件に基づき家庭用エアコンや照明の操作を家電コントローラーで行うサービス

### (6) 電子錠リモート

本アプリ上で指定した条件に基づき施錠や解錠の操作を行うサービス

### (7) 電球リモート

本アプリ上で指定した条件に基づき点灯、消灯、調光の操作を行うサービス

### (8) 音声家電リモート

赤外線家電リモート等、一部のホーム・コントロールの機能をスマートスピーカーで操作するサービス

3. 本サービスは、当社指定の機器でのみ利用できるものとします。なお、ゲートウェイおよびタッチスクリーンのみの設置を行うことはできません。

4. 赤外線家電リモートを利用する場合、以下の条件でサービスを提供します。

- (1) ゲートウェイ1台またはタッチスクリーンに対し、家電コントローラー1台の接続に限りませ
- (2) 家電コントローラー1台に対して、原則家庭用エアコン、照明各1台の操作に限りませ
- (3) 家電コントローラーの設置設定時に、株式会社グラモの提供する専用アプリケーションが必要となります。ただし、当該アプリケーションのうち当社サポート対象となるのは設置設定時に使用する「外部接続連携操作」機能のみとなります

5. 音声家電リモートを利用する場合、次の条件でサービスを提供します。

- (1) 家電コントローラー1台に対して、スマートスピーカー1台の貸与を受けることができます
- (2) スマートスピーカー設置設定時に、スマートスピーカーメーカーが提供するアプリケーションが必要となります。ただし、当該アプリケーションのうち、当社サポート対象となるのは当社より貸与するスマートスピーカーに限り、またその設置設定時に使用するホーム・コントロールに関する機能のみとなります

6. 電子錠リモートは、以下の操作で利用できるものとします。

- (1) 本アプリを利用した利用者端末またはスマートスピーカーでの遠隔操作により施錠や解錠ができます
- (2) スマートロックを利用する場合、テンキーまたは非接触型ICメディアによる認証ができます
- (3) 美和ロック中継器を利用する場合、美和電動サムターンロックにおいて利用することができます

7. 対象物件の通信環境や利用環境により、関連端末とゲートウェイおよび当社の通信設備と接続が可能な台数は異なります。

8. 本サービスの利用の際に、当社または第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款(以下「その他約款等」といいます。))がある場合は、加入者は、本加入条項に加えて当該その他約款等に同意し、それらに従うものとします。

### 第4条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、当社ホームページ上での掲載等、当社が別途定める通りとします。なお、東急スマートセキュリティサービスの提供区域は、当社と東急セキュリティが別途定める区域とします。

## 第2節 加入契約

### 第5条 (加入契約の有効期間)

加入契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに当社または加入者のいずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

### 第6条 (加入契約の成立)

申込者は、本加入条項を承認の上、当社所定の加入申込書により、当社に本サービスの加入の申し込みを行うものとします。なお、加入契約は、当社が当該申し込みを承諾した時をもって契約の成立とします。

2. 加入契約は本件建物ごとに締結されるものとし、当該契約の成立をもって当社は各世帯に本サービスを提供するものとします。

3. 別表の1.に定める駆付けプランまたはスマートロック×駆付けプランを希望する加入者は、本加入条項および駆付け加入条項に同意の上、当社を介して東急セキュリティに申し込みを行うものとします。なお、加入契約は、東急セキュリティが当該申し込みを承諾した時をもって契約の成立とします。

### 第7条 (加入契約の不成立)

当社は、前条(加入契約の成立)第1項に定める加入契約の申し込みを承諾するにあたり、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は当該申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が加入申込書に虚偽の事実を記載した場合
- (2) 申込者が料金、その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
- (3) 申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
- (4) 申込者が加入契約に違反するおそれがあると認められる場合
- (5) その他当社の業務の遂行上、著しい支障がある場合

2. 前項により本サービスの加入契約の申し込みを承諾しない場合、当社は、申込者に対し、当社所定の方法によりその旨を通知するものとします。

### 第8条 (利用の条件)

利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線(本件建物にてインターネットサービス設備がない場合)、通信機器、電源、電池、ソフトウェア等(以下「設置環境」といいます。))を準備するものとします。

2. 前項に定めるインターネット回線については、常時接続されていることを前提とします。インターネット回線の障害または停電、もしくはモバイル端末の利用により、通信が切断されることでサービスが正常に利用できなくなる場合があります。

3. 利用者と本サービスを使用する者(以下「使用者」といいます。))が異なる場合は、利用者は使用者に必要な情報を提供するものとし、利用者は、利用契約の全責任を負います。

### 第9条 (本アプリの提供と管理)

当社は、利用者と利用契約に伴い、当社所定の方法にて本アプリを利用者へ提供します。

2. 利用者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用にあたり、本アプリをダウンロード、インストールする必要があり、この媒体として、利用者端末を要するものとします。なお、当該利用者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。

3. 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。

4. 利用者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

## 第3節 契約事項の変更

### 第10条 (加入申込書記載事項の変更)

加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。

2. 加入者は、加入申込書記載のサービスプラン変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社

所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。

- 当社は、第7条(加入契約の不成立)の規定に準じ、前二項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
- 第二項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第5項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
- 当社が特に認める場合に限り、加入者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

## 第11条(名義変更および権利譲渡等)

加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

- 加入者の改称
- 承継
- 譲渡
- 前項第2号または第3号の場合は、新加入者が旧加入者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
- 前二項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
- 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。
- 加入者は、名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

## 第4節 サービス提供の停止等

### 第12条(当社が行う本サービス提供の停止)

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

- 加入者の料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
  - 加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
  - 第32条(禁止事項)、第34条(機密保持)第1項の規定に違反した場合
  - その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第13条(当社が行う本サービスの休止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

- 当社の通信設備の保守作業または工事でやむを得ない場合
  - 当社の通信設備に障害が生じた場合
  - 天災地変等の不可抗力
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を休止する場合、可能な限り事前に、その理由、実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社所定の方法により告知するものとします。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第5節 加入契約の解除

### 第14条(加入者が行う加入契約の解約)

加入者は、第5条(加入契約の有効期間)の規定にかかわらず、毎月末日付にて、加入契約を解約することができます。この場合には、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約を希望する日の1ヵ月前までに当社に提出するものとします。

- 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本加入契約の終了日と定めます。なお、第3項の場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。
- 当社が定めた要件を満たす加入者については、本条で定める解約手続きについて簡略化をすることがあるものとします。
- 加入契約の解約に伴い、当社と利用者との間で締結された利用契約についても、同時に解除されるものとします。ただし、利用者が第3条(本サービスの内容)第2項に定めるサービスと同等のサービスの利用を希望する場合、標準機器一式を当社に返還の上、当社が別途定めるインテリジェントホーム契約約款、東急スマートセキュリティ基本サービス契約約款、警備サービス約款、イツコムサービス契約約款およびその他約款等に同意のうえ申し込みを行い、当該約款等に定める料金等を支払うことでインテリジェントホームおよび東急スマートセキュリティサービスを利用することができるものとします。

### 第15条(当社が行う加入契約の解除)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条(加入契約の有効期間)の規定にかかわらず、加入契約を解除することができるものとします。

- 第12条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項の規定により本サービスの加入を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
- 当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、本サービスの提供が困難な場合
- 加入者、加入者が第12条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその加入契約を解除することができるものとします。
- 当社は、第1項および第2項の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 第1項および第2項の規定により加入契約が解除されたときは、加入契約が解除された日を本サービスの提供終了日と定めます。
- 加入契約の解除に伴い、当社と利用者との間で締結された利用契約についても、同時に解除されるものとします。ただし、利用者が第3条(本サービスの内容)第2項に定めるサービスと同等のサービスの利用を希望する場合、標準機器一式を当社に返還の上、当社が別途定めるインテリジェントホーム契約約款、東急スマートセキュリティ基本サービス契約約款、警備サービス約款、イツコムサービス契約約款およびその他約款等に同意のうえ申し込みを行い、当該約款等に定める料金等を支払うことでインテリジェントホームおよび東急スマートセキュリティサービスを利用することができるものとします。

## 第6節 管理者カードとパスワード

### 第16条(管理者カードおよびパスワードの管理)

- 当社は、別表の1.に定めるスマートロックプラン、スマートロック×センサープラン、スマートロック×駆付けプラン、スマートロックプラン(シェア型)およびスマートロック×センサープラン(シェア型)の契約の成立に伴い、加入者に管理者カードおよびパスワードを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更するものとします。
- 加入者は、管理者カードおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
- 第三者の不正使用により加入者および利用者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
- 加入者が第14条(加入者が行う加入契約の解約)の規定により加入契約を解約する場合、もしくは前条(当社が行う加入契約の解除)の規定により加入契約が当社により解除された場合、加入契約の終了日または本サービスの提供終了日以降、当該加入者は管理者カードとパスワードを利用する権利を失うものとします。

## 第7節 料金等

### 第17条(料金等)

料金等は、別表に定める通りとします。

- 加入者は、別表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
- 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

### 第18条(加入者の支払い義務)

加入者は、その契約内容に応じ、前条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、別表の1.に定める施設利用料については、各世帯の同居の有無および利用の有無を問わないものとします。また、駆付けプランまたはスマートロック×駆付けプランを締結した加入者は、駆付け加入条項の規定により、東急セキュリティより当社が譲り受けた債権(駆付け加入条項の規定により支払いを要することになった料金等)に関わる債権)の額に相当する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

- 第10条(加入申込書記載事項の変更)の規定により加入者の契約内容が変更されたときは、加入者は変更後の契約内容に応じ、前条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
- 料金等のうち、別表の1.に定める施設利用料、別表の8.に定める工事負担金および工事費の支払い義務は、本サービスの提供を開始した日の属する月に発生するものとします。
- 第12条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
- 第13条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

### 第19条(料金等の請求時期および支払期限等)

当社は、加入契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

- 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
- 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得たうえで、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

### 第20条(加入契約終了時に伴う料金等の精算方法)

第14条(加入者が行う加入契約の解約)第1項、第3項および第15条(当社が行う加入契約の解除)第1項、第2項の規定により、月の途中で加入契約が解除されたときは、料金等は第14条(加入者が行う加入契約の解約)第2項および第15条(当社が行う加入契約の解除)第4項に定める本サービスの提供終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

### 第21条(遅延損害金)

加入者が料金その他加入契約に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%(年365日の日割り計算によります。)の割合による遅延損害金を、支払期限の翌日より完済に至るまで当社に支払うものとします。

## 第8節 機器

### 第22条(機器の設置および費用負担)

機器の設置工事は当社が行うものとし、標準機器一式の設置工事に要する費用は加入者が、追加機器一式の設置工事に要する費用は利用者がそれぞれ負担するものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。

- 利用者は、利用者の各種変更の希望により設置工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

### 第23条(機器の撤去および費用負担)

第14条(加入者が行う加入契約の解約)第1項、第3項および第15条(当社が行う加入契約の解除)第1項、第2項の規定により加入契約が終了したときは、機器を撤去します。この場合、標準機器一式の撤去に要する費用は加入者が、追加機器一式の撤去に要する費用は利用者がそれぞれ負担するものとします。なお、加入契約が終了した後も利用者が第14条(加入者が行う加入契約の解約)第4項および第15条(当社が行う加入契約の解除)第5項に定める手続きを行う場合、当社は、標準機器一式のみ撤去するものとします。

- 撤去に伴い、本建物の復旧を要する場合、加入者または利用者はその復旧費用を負担するものとします。

### 第24条(責任事項)

当社は、当社の通信設備について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社の通信設備の維持管理の必要上、第13条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

### 第25条(設置場所の無償使用)

当社は、機器を設置するために必要最小限において、本建物を無償で使用できるものとします。

- 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

### 第26条(便宜の供与)

加入者は、当社または当社の指定する業者が機器の検査、修復等を行うために、本建物の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

### 第27条(故障)

本サービスに異常が生じた場合、加入者は本建物のインターネット回線設備に異常がないことを確認のうえ、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社の通信設備を調査し、適切な措置を講じます。ただし、本建物のインターネット回線設備に起因する異常については、この限りではありません。

- 前項の調査の結果、異常、故障が加入者の責に帰すべき事由によるものであった場合、または当社の通信設備等に故障のないことが明らか場合は、その調査または修理に要した費用は加入者が負担するものとします。

### 第28条(機器)

- 加入者は、別表の1.に定めるサービスプランに応じて、当社より標準機器一式の貸与を受けることができるものとし、利用者は、当社より加入者が貸与を受けた標準機器一式を利用することができるものとします。
- センサープラン(シェア型)に居住する利用者は、標準機器一式に加え、ゲートウェイを設置することで関連端末の遠隔操作を行うことができます。また、スマートロックプラン(シェア型)およびスマートロック×センサープラン(シェア型)に居住する利用者は、標準機器一式に加え、ゲートウェイまたはタッチスクリーンを設置することで関連端末の遠隔操作およびスマートロックの非接触型ICメディアによる認証を行うことができます。ゲートウェイまたはタッチスクリーンの利用には、利用条項に同意の上、当該利用条項に定める料金等を当社に支払うことで当社より貸与を受けるものとします。
- 利用者は、標準機器一式に加え、別表に定めるレンタル料または販売価格ならびに工事費を支払うことで機器を追加して利用することができるものとします。ただし、追加して利用する機器のうち、ゲートウェイの1台目およびスマートライト以外の関連端末は、貸与による利用のみとなり購入することはできません。
- 第1項において当社より貸与を受けた加入者は、第14条(加入者が行う加入契約の解約)第2項に定め

# イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)加入条項



る契約解約日、第15条(当社が行う加入契約の解除)第4項に定める提供終了日、および第10条(加入申込書記載事項の変更)第4項に定める契約変更日に、すみやかに当社に機器を返還するものとします。なお、加入者が故意または過失により機器を破損もしくは紛失、または返還しない場合、加入者は、別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

- 第1項において貸与または利用者は特定の関連端末のみの解約を行う場合、第10条(加入申込書記載事項の変更)または第14条(加入者が行う加入契約の解約)に規定する当社への申告をせず特定の関連端末の取り外しを行った場合は、料金等の支払い義務は継続して発生するものとします。
- 加入者は、当社が必要に応じて行う機器のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
- 加入者は、当社が提供する機器以外の機器を使用して本サービスを利用することはできません。なお、譲渡された機器については当社は一切保証しないものとします。
- 加入者が加入契約を解約または解除した場合において、本サービスの継続を希望する利用者は、第14条(加入者が行う加入契約の解約)第4項および第15条(当社が行う加入契約の解除)第5項に定める手続きを行う場合、第5項の規定にかかわらず、当社が利用者に貸与または販売した追加機器一式を継続して使用できるものとします。
- 第1項および第2項の規定にかかわらず、家電コントローラーおよび美和ロックス中継器以外の関連端末については第1項貸与を受けずに利用者が用意した関連端末を利用することができます。ただし、利用者が用意した関連端末について当社は一切保証しないものとします。
- 美和電動スマートロックは、当社ホームページ上の掲載等、当社が定める方法により告知または通知するものとします。

## 第29条 (機器の故障・修理・交換)

当社より貸与を受ける機器に故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者は機器を本来の用法に従って使用するものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は機器の交換を請求できません。

## 第9節 駆けつけサービス

### 第30条 (駆けつけサービス)

- 東急セキュリティは、別表の1.に定める駆けつけプランまたはスマートロック×駆けつけプランを選択した加入者に対し、セキュリティ看板を貸与します。セキュリティ看板は本件建物にのみ設置できるものとし、加入者がセキュリティ看板をその他の物件に譲渡することはできません。
- センサー等を利用する利用者は、駆けつけ利用条件および利用条件に同意の上、東急セキュリティと駆けつけサービス(アパートメント)利用契約(以下「駆けつけ利用契約」といいます)を締結することにより、駆けつけサービスを利用することができます。
- 東急セキュリティは、駆けつけサービスの利用者に対し、セキュリティステッカーを貸与します。セキュリティステッカーは契約した世帯にのみ貼付できるものとし、利用者がセキュリティステッカーをその他の物件に譲渡することはできません。
- 加入者および利用者は、加入者が加入契約を解約または解除、利用者が利用契約を解約または解除、その他の理由により、当社または東急セキュリティが返還を求めた場合は、セキュリティ看板またはセキュリティステッカーをすみやかに東急セキュリティに返還するものとします。なお、加入者は、セキュリティ看板の撤去およびセキュリティステッカーを剥がしたことに伴う生じた傷について当社、東急セキュリティおよび利用者が免責されることをあらかじめ承諾するものとします。
- 駆けつけサービス(アパートメント)に関しては、駆けつけ加入条項を優先的に適用することとし、駆けつけ加入条項に特に記載のない事項に関しては本加入条項を適用するものとします。なお、東急セキュリティは、駆けつけ加入条項第8条(加入契約の不成立)に該当する場合、または、駆けつけ加入条項第25条(反社会的勢力の排除)第1項に違反するおそれがある場合、もしくは、同条第2項に該当する場合は、駆けつけ加入条項を承諾しない場合があります。その場合、加入者は、別表の1.に定める駆けつけプランまたはスマートロック×駆けつけプランを利用することはできません。

## 第10節 東急スマートセキュリティサービス

### 第31条 (東急スマートセキュリティ)

- 別表の1.に定めるスマートロックプラン(シェア型)またはスマートロック×センサープラン(シェア型)の利用者は、東急セキュリティが定める警備サービス約款に同意の上、東急セキュリティと警備サービス契約を締結することにより、東急スマートセキュリティサービスを利用することができます。
- 東急スマートセキュリティは、東急スマートセキュリティサービスの利用者に対し、セキュリティステッカーを貸与します。セキュリティステッカーは契約した世帯にのみ貼付できるものとし、利用者がセキュリティステッカーをその他の物件に譲渡することはできません。
- 加入者および利用者は、加入者が加入契約を解約または解除、利用者が利用契約を解約または解除、その他の理由により、当社または東急セキュリティが返還を求めた場合はセキュリティステッカーをすみやかに東急セキュリティに返還するものとします。なお、加入者は利用自身でセキュリティステッカーを剥がす際に貼り付け部分およびその周りに傷がついた場合(当社および東急セキュリティのスタッフが利用者の代わりにセキュリティステッカーを剥がした場合を含みます。)、当社、東急セキュリティおよび利用者は免責されるものとします。
- 東急スマートセキュリティサービスに関しては、警備サービス約款を優先的に適用するものとし、警備サービス約款に特に記載のない事項に関しては、本加入条項を適用するものとします。なお、東急セキュリティは、警備サービス約款第9条(申し込みの承諾)においてに該当する場合または警備サービス約款第24条(反社会的勢力の排除)第1項に違反するおそれがある場合もしくは同条第2項に該当する場合は、警備サービス契約を承諾しない場合があります。その場合、利用者は、東急スマートセキュリティサービスを利用することはできません。
- タッチスクリーンと関連端末の間の電波強度が確保できない場合は、当社および東急セキュリティの判断にてZigbee中継器を無料で利用者に貸与・設置するものとします。Zigbee中継器を利用する場合は、電気用品安全法の定めに従い、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。なお、加入者または利用者が故意または過失によりZigbee中継器を破損もしくは紛失、または返還しない場合、加入者または利用者は、別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

## 第11節 雑則

### 第32条 (禁止事項)

- 加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
- 機器および施設の変更行為  
①当社から貸与した機器を譲渡、買入れ、転貸する行為、またはそのおそれのある行為  
②機器または当社施設を変更、分解、変更または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。  
③不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するのために使用する設備に接続する行為
  - 当社の承諾のないサービスの利用行為  
①本サービスを利用して営利目的の活動を、またはしようとする行為  
②IDおよびパスワードを不正使用する行為  
③本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為
  - 本アプリおよびデータの不正使用  
①本アプリを改変し、またはリバースエンジニアリング(主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形式に変換することを指します。)、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為  
②本アプリの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為  
③本アプリの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
  - 違法・有害情報に関する行為  
①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれ

- ある行為
- 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、画像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを受録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- 薬物犯罪、規制薬物等の濫用を結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- 貸付金業を営む登録を受けず、金銭の貸付の広告を行う行為
- 無関連鎖講(ネズミ講)を開説し、またはこれを勧誘する行為
- 当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- ウイルス等の有害なコンピュータプログラムを送信または掲載する行為
- 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- 第三者の設備等または本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- 本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請け負い、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含みます。)する行為
- 他人の殺害現場の画像等の残存情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したる情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- その他  
①火災や事故等の危険な事象を引き起こすおそれのある行為  
②その他、本サービスの運営を妨げるなど、当社が不適当と判断する行為  
③その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

### 第33条 (損害賠償の免責および特約事項)

- 当社が、第12条(当社が行う本サービス提供の停止)、第13条(当社が行う本サービス提供の休止)、第37条(本サービスの廃止)の規定により、本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 第11条(名義変更および権利譲渡等)の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
  - 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由を除き、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社、東急セキュリティおよびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。
  - ID、パスワードおよびスマートロック等の管理不十分や使用の過誤により加入者または利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
  - 加入者が、前条(禁止事項)、次条(機密保持)第1項について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
  - 第14条(加入者が行う加入契約の解約)および第15条(当社が行う加入契約の解除)の規定により加入契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により加入契約が解除された場合はこの限りではありません。
  - 第三者の責めに帰すべき事由により本サービスを提供できない状態が発生した場合、当社は、加入者の請求に基づき、第三者から受領する損害賠償額を限度として、加入者に対する損害賠償額を適正に算定し賠償するものとします。ただし、当該賠償は、当該事実が発生した日から起算して3ヶ月以内に請求されたものに限るものとします。
  - 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第35条(個人情報)の規定を遵守した上で、加入者の使用する関連端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。
  - 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、加入者の本サービスの利用状況や機器の条件設定履歴等のログ情報、映像データ等を取得できるものとし、加入契約の終了後は、当社は当該加入者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
    - 本サービスの運用・管理
    - 本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
    - 本サービスの利便性の向上
    - 本サービスの付加価値サービスの調査・開発
  - 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。
  - 当社は、当該サーバに保管する加入者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除または加入者による当該データ削除に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
  - 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
  - 加入者は、天災地変、またはその他の非常事態の際に第29条(機器の故障・修理・交換)に規定する当社が定める必要な措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
  - 設置環境については、加入者が自己の責任により確保するものとします。なお、加入者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
  - 本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。
  - 当社は、本サービスに係る工完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合にのみ利用者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て利用者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。
  - 当社は、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。
  - 当社が規定する範囲を超えて機器およびその他周辺機器を使用したことに起因し加入者および利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第34条 (機密保持)

- 加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、加入契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
- 当社は、刑事訴訟法第218条(令状)による差し押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
  - 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士その他、裁判所等の法律上の照会権を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるとものとします。
  - 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

## 第35条 (個人情報)

- 当社は、加入者の個人情報を別途当社が定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱うものとします。
- 当社は、加入者の個人情報を当社が定める利用目的以外に利用しないものとし、加入者の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
  - 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差し押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
  - 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、個人情報の照会に応じることができるものとします。

## 第36条 (加入条項の変更)

当社は、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法で加入者に告知することにより、サービス内容等を変更することができるものとします。その場合の提供条件は、変更後の本加入条項によります。

## 第37条 (本サービスの廃止)

- 当社は、当社の都合により本サービスを廃止する場合があります。この場合、加入契約は、廃止と同時に終了するものとし、当該廃止の日をもって本サービスの提供終了日とします。
- 当社は、前項の場合には、本サービスを廃止する日の3か月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

## 第38条 (反社会的勢力の排除)

- 加入者および当社は、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。違反した場合は加入契約を解除することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。
- 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有すること
  - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 加入者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
    - 暴力的な要求行為
    - 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - 相手方の業務を妨害する行為、または妨害するおそれのある行為
    - 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為
    - その他前各号に準ずる行為
  - 加入者または当社が、第1項の規定に基づく確約に違反し、または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時に加入契約を解除することができるものとします。

## 第39条 (国内法への準拠)

加入契約は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第40条 (定めなき事項)

加入契約に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は、加入契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

## 本加入条項に関する付則

- 当社は特に必要があるときには、本加入条項に特約を付することができるものとします。
- 2016年12月31日をもって、「駆けつけプラン」および「スマートロック×駆けつけプラン」の新規申し込みの受付は終了しています。
- 第2条(用語の定義)に定める「狭域モーションセンサー」は2020年3月31日に新規受付を終了しています。
- 本サービスの利用者は、イツコムアパートメント(iTSCOM HOME)利用条項に定める同プランを申し込みできるものとします。
- 本サービスは最長で2021年6月30日まで、第2条(用語の定義)に定める「IPカメラ」は最長で2021年3月31日まで利用できるものとします。
- 本加入条項は、2021年3月1日より施行します。

別表(本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。)

## 1. 施設利用料(月額利用料)

サービスプラン	施設利用料(月額利用料)	標準機器一式/世帯(加入者へ貸与)	追加機器一式(利用者へ貸与)	サービス内容
センサープラン	1,500円/世帯	ゲートウェイ1台	-	利用者は、基本利用料、ゲートウェイ1台分の月額レンタル料、センサー等のうちいずれか2台分の月額レンタル料が無料。
		センサー等(いずれか2台)	-	
駆けつけプラン(*2)	1,500円/世帯	ゲートウェイ1台	-	本件建物にセキュリティ看板を貸与。利用者は基本利用料、ゲートウェイ1台分の月額レンタル料、センサー等1台分の月額レンタル料が無料。利用者は駆けつけサービスの月額利用料が無料となり、セキュリティステッカーの貸与を受けられる。
		センサー等(いずれか1台)	-	
スマートロックプラン(*1)	1,500円/世帯	ゲートウェイ1台	-	加入者に管理者カード2枚/世帯を貸与。利用者は、基本利用料、ゲートウェイ1台分の月額レンタル料、スマートロック1台分の月額レンタル料が無料。
		スマートロック1台	-	
		非接触型ICメディア(カードキー)3枚	-	
スマートロック×センサープラン(*1)	2,000円/世帯	ゲートウェイ1台	-	加入者に管理者カード2枚/世帯を貸与。利用者は、基本利用料、ゲートウェイ1台分の月額レンタル料、スマートロック1台分、センサー等のうちいずれか2台分の月額レンタル料が無料。
		スマートロック1台	-	
		非接触型ICメディア(カードキー)3枚	-	
		センサー等(いずれか2台)	-	
スマートロック×駆けつけプラン(*1)(*2)	2,000円/世帯	ゲートウェイ1台	-	本件建物にセキュリティ看板を貸与。加入者に管理者カード2枚/世帯を貸与。利用者は、基本利用料、ゲートウェイ1台分の月額レンタル料、センサー等のうちいずれか1台分の月額レンタル料が無料。利用者は駆けつけサービスの月額利用料が無料となり、セキュリティステッカーの貸与を受けられる。
		スマートロック1台	-	
		非接触型ICメディア(カードキー)3枚	-	
		センサー等(いずれか1台)	-	
センサープラン(シェア型)	500円/世帯	-	ゲートウェイ1台	利用者は、センサー等2台分の月額レンタル料が無料。本サービスを利用するために必要となる基本利用料およびゲートウェイは、利用者の負担とする。
		センサー等(いずれか2台)	-	
スマートロックプラン(シェア型)(*1)	500円/世帯	-	ゲートウェイ1台またはタッチスクリーン	加入者に管理者カード2枚/世帯を貸与。利用者は、スマートロック1台分の月額レンタル料が無料。本サービスを利用するために必要となる基本利用料およびゲートウェイまたはタッチスクリーンは、利用者の負担とする。

サービスプラン	施設利用料(月額利用料)	標準機器一式/世帯(加入者へ貸与)	追加機器一式(利用者へ貸与)	サービス内容
スマートロック×センサープラン(シェア型)(*1)	900円/世帯	-	ゲートウェイ1台またはタッチスクリーン	加入者に管理者カード2枚/世帯を貸与。利用者はスマートロック1台およびセンサー等のうちいずれか2台分の月額レンタル料が無料。本サービスを利用するために必要となる基本利用料およびゲートウェイまたはタッチスクリーンは、利用者の負担とする。
		スマートロック1台	-	
		スマートロック1台	-	
		センサー等(いずれか2台)	-	

※施設利用料は、各世帯の入居の有無および利用の有無を問わないものとします。  
 ※本加入条項とあわせて、別に定める「イツコムひかり アpartment加入条項」または「イツコムアパートメント加入条項」の加入契約を締結した加入者が、サービスプランに応じてセンサー等1台の貸与を受ける場合、上記の標準機器一式に含めて利用することができるものとします。  
 (\*1) 別に定める「イツコム アpartment加入条項」または「イツコムひかり アpartment加入条項」との同時契約に関する特約の場合に限り、月額利用料から月額500円/世帯割引引くものとします。また、その他の条件は、同特約記載の通りとなります。  
 (\*2) 2016年12月31日をもって、新規申し込みの受付は終了しています。

## 2. 利用料金

別表の1. のサービスプランにおいて、利用者が支払う料金等は以下の通りとします。

### ○センサープラン

#### (1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1)	(*)3) 1,980円
	対象サービス未利用者(*2)	2,980円

(\*1) 別表の3. のいずれかを利用している本サービス利用者となります。

(\*2) 別表の3. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。

(\*3) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用しており、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・ブッシュ」の月額利用料1台分が含まれます。

#### (2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

#### (3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		
広域モーションセンサー	200円/台(*6)		
狭域モーションセンサー(*4)	700円/台		
家電コントローラー(*1)(*4)	700円/セット		
スマートコントローラー(*2)	700円/台		
スマートロック(*3)	300円/台		
美和ロック中継器(*5)	100円/個		
スマートライト	100円/個		

(\*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限り。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限り。

(\*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。

(\*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(\*4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。

(\*5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。

(\*6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアパートメント利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を3台目として0円で利用することができるものとします。  
 ・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアパートメント

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

#### (4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*) 1,000円/世帯

(\*) 出動料金は別途発生します。なお、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

# イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)加入条項



## ○駆付けプラン

### (1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1)	(*3)1,980円
	対象サービス未利用者(*2)	2,980円

- (\*1) 別表の3. のいずれかを利用している本サービス利用者となります。
- (\*2) 別表の3. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。
- (\*3) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・ブッシュ」の月額利用料1台分が含まれます。

### (2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

### (3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台	200円/台(*6)	
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー(*4)			
家電コントローラー(*1) (*4)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	700円/台		
美和ロック中継器(*5)	300円/台		
スマートライト	100円/個		

- (\*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
- (\*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
- (\*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。
- (\*4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
- (\*5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。
- (\*6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を2台目として0円で利用することができるものとします。  
・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

### (4) 駆付けサービス

月額利用料	(*) 0円/世帯
-------	-----------

(\*1) 出動料金は別途発生します。

## ○スマートロックプラン

### (1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1)	(*3)1,980円
	対象サービス未利用者(*2)	2,980円

- (\*1) 別表の3. のいずれかを利用している本サービス利用者となります。
- (\*2) 別表の3. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。
- (\*3) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・ブッシュ」の月額利用料1台分が含まれます。

### (2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

### (3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	200円/台(*6)		
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー(*4)			
家電コントローラー(*1) (*4)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	0円/台	700円/台	
美和ロック中継器(*5)	300円/台		
スマートライト	100円/個		

- (\*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

- (\*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
- (\*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。
- (\*4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
- (\*5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。
- (\*6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を1台目として0円で利用することができるものとします。  
・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

### (4) 駆付けサービス

月額利用料	(*1) 1,000円/世帯
-------	----------------

(\*1) 出動料金は別途発生します。なお、「駆付けサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

## ○スマートロック×センサープラン

### (1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1)	(*3)1,980円
	対象サービス未利用者(*2)	2,980円

- (\*1) 別表の3. のいずれかを利用している本サービス利用者となります。
- (\*2) 別表の3. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。
- (\*3) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・ブッシュ」の月額利用料1台分が含まれます。

### (2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

### (3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台	200円/台(*6)	
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー(*4)			
家電コントローラー(*1) (*4)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	0円/台	700円/台	
美和ロック中継器(*5)	300円/台		
スマートライト	100円/個		

- (\*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
- (\*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
- (\*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。
- (\*4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
- (\*5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。
- (\*6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を3台目として0円で利用することができるものとします。  
・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

### (4) 駆付けサービス

月額利用料	(*1) 1,000円/世帯
-------	----------------

(\*1) 出動料金は別途発生します。なお、「駆付けサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

## ○スマートロック×駆付けプラン

### (1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1)	(*3)1,980円
	対象サービス未利用者(*2)	2,980円

- (\*1) 別表の3. のいずれかを利用している本サービス利用者となります。

- (※2) 別表の3. のいずれれも利用していない本サービス利用者となります。
  - (※3) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用しており、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。
- ※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・プッシュ」の月額利用料1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

	月額利用料
ゲートウェイ1台目	0円
ゲートウェイ2台目以降	300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
I Pカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台	200円/台(※6)	
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー(※4)	700円/台		
家電コントローラー(※1)(※4)	700円/セット		
スマートロック(※3)	0円/台	700円/台	
美和ロック中継器(※5)	300円/台		
スマートライト	100円/個		

- (※1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
- (※2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
- (※3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。
- (※4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
- (※5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。
- (※6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を2台目として0円で利用することができるものとします。

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(※) 0円/世帯
-------	-----------

- (※) 出動料金は別途発生します。

○センサープラン(シェア型)

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

	月額利用料	
ゲートウェイ1台目	1,280円	
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(※1)	(※3) 1,980円
	対象サービス未利用者(※2)	2,980円

- (※1) 別表の3. のいずれれかを利用して本サービス利用者となります。
  - (※2) 別表の3. のいずれれも利用していない本サービス利用者となります。
  - (※3) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用しており、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。
- ※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・プッシュ」の月額利用料1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

	月額利用料
ゲートウェイ1台目	0円
ゲートウェイ2台目以降	300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
I Pカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台	200円/台(※6)	
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー(※4)	700円/台		
家電コントローラー(※1)(※4)	700円/セット		
スマートロック(※3)	0円/台	700円/台	
美和ロック中継器(※5)	300円/台		
スマートライト	100円/個		

- (※1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
- (※2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
- (※3) ゲートウェイ1台の設置を行った場合、スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。
- (※4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
- (※5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。
- (※6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を3台目として0円で利用することができるものとします。

・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(※) 1,000円/世帯
-------	---------------

- (※) 出動料金は別途発生します。なお、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

○スマートロックプラン(シェア型)

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎、またはタッチスクリーン利用時に以下の基本利用料が発生します。

	機器/世帯	月額利用料	
スマートロックプラン	・インテリジェントホームサービス	・ゲートウェイ1台 ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚(※1)	1,280円
スマートロック×駆けつけプラン	・東急スマートセキュリティ基本サービス ・警備サービス(非常通報対応サービス)(※5)	・タッチスクリーン1台(※1)(※8) ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚(※6)	1,580円
スマートロック×フル警備プラン	・東急スマートセキュリティ基本サービス ・警備サービス(非常通報対応サービス/侵入異常対応サービス)	・タッチスクリーン1台(※1)(※8) ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚(※6) ・センサー等2台	(※7) 3,980円
スマートロック2台目以降対象サービス利用者(※2)	・インテリジェントホームサービス	・ゲートウェイ1台	(※4) 1,980円
スマートロック2台目以降対象サービス未利用者(※3)	・インテリジェントホームサービス	・ゲートウェイ1台	2,980円

- (※1) タッチスクリーンは東急スマートセキュリティを利用する場合に設置します。タッチスクリーンは1世帯につき1台の契約に限ります。また、ゲートウェイとあわせて設置することはできません。
  - (※2) 別表の3. のいずれれかを利用して本サービス利用者となります。
  - (※3) 別表の3. のいずれれも利用していない本サービス利用者となります。
  - (※4) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用しており、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。
  - (※5) 警備サービスの出動料金は別途発生します。
  - (※6) 東急セキュリティへの鍵の預託を行う場合は、追加で2枚貸与します。
  - (※7) 警備サービス(月額利用料2,000円/世帯)が含まれています。
  - (※8) タッチスクリーンと関連端末の設置環境を準備するうえで、電波強度を確保するために当社または東急セキュリティが必要と判断した場合には、Zigbee中継器を無料にて貸与・設置します。
- ※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・プッシュ」の月額利用料1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイおよびタッチスクリーン月額レンタル料

	月額利用料
ゲートウェイ1台目	0円
タッチスクリーン	0円
ゲートウェイ2台目以降	300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
I Pカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	200円/台(※6)		
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー(※4)	700円/台		
家電コントローラー(※1)(※4)	700円/セット		
スマートロック(※3)	0円/台	700円/台	
美和ロック中継器(※5)	300円/台		
スマートライト	100円/個		

- (※1) ゲートウェイまたはタッチスクリーン1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
- (※2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
- (※3) ゲートウェイまたはタッチスクリーンの設置を行った場合、スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。
- (※4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
- (※5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。
- (※6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を1台目として0円で利用することができるものとします。

・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	

対象サービスプラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアパートメント

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*) 1,000円/世帯
(*) 出動料金は別途発生します。なお、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。	

(5) オプションサービス

スマートロック×駆けつけプランにて、オプションサービスを利用する場合の月額利用料は以下の通りとします。

オプションサービス	サービス内容	月額利用料
鍵預かりサービス	・東急セキュリティへ鍵を預託することで、警備員が出動時に預託した鍵を使用して宅内に入室し異常の有無を確認します。	500円

※スマートロック×フル警備プランには、鍵預かりサービス(任意)の料金が含まれます。

○スマートロック×センサープラン(シェア型)

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎、またはタッチスクリーン利用時に以下の基本利用料が発生します。

		機器/世帯	月額利用料
スマートロックプラン	・インテリジェントホームサービス	・ゲートウェイ1台 ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚(*)	1,280円
スマートロック×駆けつけプラン	・東急スマートセキュリティ基本サービス ・警備サービス(非常通報対応サービス)(*)5	・タッチスクリーン1台(*)8 ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚(*)6	1,580円
スマートロック×フル警備プラン	・東急スマートセキュリティ基本サービス ・警備サービス(非常通報対応サービス/侵入異常対応サービス)	・タッチスクリーン1台(*)8 ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚(*)6 ・センサー等2台	(*)7)3,980円
スマートロックプラン2台目以降対象サービス利用者(*)2	・インテリジェントホームサービス	・ゲートウェイ1台	(*)4)1,980円
スマートロックプラン2台目以降対象サービス未利用者(*)3	・インテリジェントホームサービス	・ゲートウェイ1台	2,980円

- (\*)1) タッチスクリーンは東急スマートセキュリティを利用する場合に設置します。タッチスクリーンは1世帯につき1台の契約に限ります。また、ゲートウェイとあわせて設置することはできません。
  - (\*)2) 別表の3. のいずれかを利用して本サービス利用者となります。
  - (\*)3) 別表の3. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。
  - (\*)4) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。
  - (\*)5) 警備サービスの出動料金は別途発生します。
  - (\*)6) 東急セキュリティへの鍵の預託を行う場合は、追加で2枚負担します。
  - (\*)7) 警備サービス(月額利用料2,000円/世帯)が含まれています。
  - (\*)8) タッチスクリーンと関連端末の設置環境を準備するうえで、電波強度を確保するために当社または東急セキュリティが必要と判断した場合には、Zigbee中継器を無料にて貸与・設置します。
- ※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・プッシュ」の月額利用料1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイおよびタッチスクリーン月額レンタル料

	月額利用料
ゲートウェイ1台目	0円
タッチスクリーン	0円
ゲートウェイ2台目以降	300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		
広域モーションセンサー	200円/台(*)6		
狭域モーションセンサー(*)4	0円/台		
家電コントローラー(*)1	700円/台		
スマートコントローラー(*)2	700円/セット		
スマートロック(*)3	0円/台	700円/台	
美和ロック中継器(*)5	300円/台		
スマートライト	100円/個		

- (\*)1) ゲートウェイまたはタッチスクリーン1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
- (\*)2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
- (\*)3) ゲートウェイまたはタッチスクリーンの設置を行った場合、スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。
- (\*)4) 新規申込みの受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
- (\*)5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。
- (\*)6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用

する場合、このセンサー等を3台目として0円で利用することができるものとします。  
・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアパートメント

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*) 1,000円/世帯
(*) 出動料金は別途発生します。なお、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。	

(5) オプションサービス

スマートロック×駆けつけプランにて、オプションサービスを利用する場合の月額利用料は以下の通りとします。

オプションサービス	サービス内容	月額利用料
鍵預かりサービス	・東急セキュリティへ鍵を預託することで、警備員が出動時に預託した鍵を使用して宅内入室し異常の有無を確認します。	500円

※スマートロック×フル警備プランには、鍵預かりサービス(任意)に関する料金が含まれます。

3. 対象サービス品目

約款・規約名	サービス品目
ケーブルインターネットサービス契約約款 イツコムアpartment加入条項	かつとびメガ160 かつとびワイド かつとびプラス かつとびジャスト
かつとびMANSION LAN インターネットサービス契約約款	かつとびMANSION LAN インターネットサービス(*)
イツコムひかり インターネットサービス契約約款 イツコムひかり アpartment加入条項	マンションタイプ 2ギガコース マンションタイプ 1ギガコース マンションタイプ 600メガコース マンションタイプ 300メガコース マンションタイプ 30メガコース マンションタイプ 8メガコース マンションタイプ 1メガコース

(\*)第4条(提供区域)に定める提供区域内に限ります。

4. 出動料金

(1) 駆けつけサービス

駆けつけサービスにおいて、利用者または使用者が出動を要請した場合の利用者が負担する料金は以下の通りとします。

出動料金	5,000円/回
※「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。	

(2) 東急スマートセキュリティ

東急スマートセキュリティ 警備サービスにおいて、利用者または使用者が出動を要請した場合の利用者が負担する料金は以下の通りとします。

出動料金	5,000円/回
------	----------

5. 契約事務手数料

センサープラン(シェア型)、スマートロックプラン(シェア型)およびスマートロック×センサープラン(シェア型)において、利用者が新規申し込み時に支払う契約事務手数料は以下の通りとします。

契約事務手数料	3,000円
---------	--------

6. 販売価格

(1) ゲートウェイ

利用者がゲートウェイを追加購入する場合の販売価格は以下の通りとします。

ゲートウェイ(1台目は購入不可)	18,000円/台
------------------	-----------

(2) スマートライト

利用者がスマートライトを購入場合の販売価格は以下の通りとします。

スマートライト	3,600円/個
---------	----------

(3) 非接触型ICメディア

スマートロックを設置している利用者が非接触型ICメディアを購入場合の販売価格は以下の通りとします。

カードキー	1,000円/枚
-------	----------

(4) Zigbee中継器

電波強度が確保できない場合以外で、Zigbee中継器を購入場合の販売価格は以下の通りとします。

Zigbee中継器	5,000円/個
-----------	----------

7. 利用者が支払う警備サービス利用料金

スマートロックプラン(シェア型)およびスマートロック×センサープラン(シェア型)において、警備サービス利用契約に基づき、利用者が支払う警備サービス利用料金(月額利用料および出動料金)は以下の通りとします。なお、警備サービスの月額利用料は別表の2. に定める利用料に含まれるものとします。

サービス提供対象物件 サービスプラン	警備サービス利用契約に基づき東急セキュリティが提供する警備サービス	月額利用料	出動料金
スマートロックプラン等	非常通報対応サービス	400円/世帯(*)2	5,000円/回
[スマートロックプラン(シェア型)]	非常通報対応サービス 鍵預かりサービス	900円/世帯(*)2	5,000円/回



型)、スマートロック×センサープラン(シェア型)]	非常通報対応サービス 侵入異常対応サービス 鍵預かりサービス(*1)	2,000円/世帯 (*2)	月額利用料金に含まれます。
---------------------------	--	-------------------	---------------

(\*1) 鍵預かりサービスは利用者等が希望した場合にのみ提供します。

(\*2) 東急セキュリティは、利用者が支払う警備サービス月額利用料に基づき警備サービスを提供します。

## 8. 工事負担金および工事費

別途見積り

## 9. 機器損害金

品名	機器損害金(課税対象外)
ゲートウェイ	16,000円/台
タッチスクリーン	40,000円/台
IPカメラ	20,000円/台
ドア・窓センサー	6,000円/台
広域モーションセンサー	6,000円/台
狭域モーションセンサー	6,000円/台
家電コントローラー	25,000円/台
スマートスピーカー	12,000円/台
スマートロック	35,000円/台
美和ロック中継器	20,000円/台
スマートライト	2,600円/個
Zigbee 中継器	6,500円/個

## ●「イツコムアパートメント加入条項」または「イツコムひかり アpartment加入条項」との同時契約に関する特約

### 1. (申し込み)

加入者は、本加入条項の次のいずれかのサービスプランと、別に定める「イツコムアパートメント加入条項」または「イツコムひかり アpartment加入条項」の次のサービスプランを同時契約する場合、本特約が適用されます。

#### ○イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)加入条項

サービスプラン
スマートロックプラン
スマートロック×センサープラン
スマートロック×駆けつけプラン
スマートロックプラン(シェア型)
スマートロック×センサープラン(シェア型)

#### ○イツコムアパートメント加入条項

サービスプラン
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン

#### ○イツコムひかり アpartment加入条項

サービスプラン
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン

### 2. (月額利用料)

加入者は、次のサービスプランの場合に限り、別表の1. 施設利用料(月額利用料)に定める金額から月額500円/世帯割り引いた以下の月額利用料が適用されます。

サービスプラン	月額利用料
スマートロックプラン	1,000円/世帯
スマートロック×センサープラン	1,500円/世帯
スマートロック×駆けつけプラン	1,500円/世帯
スマートロック(シェア型)プラン	0円/世帯
スマートロック×センサープラン(シェア型)	400円/世帯

## ●クレジットカード支払いに関する特約

- 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金を支払うものとします。
- 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
- 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
- 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。